

官民データ活用推進基本法案 新旧対照表

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）〔附則第二項関係〕（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二十六条 本部は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第 号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データ（以下この号において「官民データ」という。）の適正かつ効果的な活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、施策の評価その他の官民データの適正かつ効果的な活用に関する施策で重要なものの実施の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及び</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二十六条 本部は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及びそ</p>

その施策の実施を推進すること。

2・3 (略)

(官民データ活用推進戦略会議)

第三十条の二 第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を所掌させるため、別に法律で定めるところにより、本部に、官民データ活用推進戦略会議を置く。

の施策の実施を推進すること。

2・3 (略)

(新設)